二　膜構造用フィルムの引張りの許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。

	長期に生ずる力に対する引張りの許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）	短期に生ずる力に対する引張りの許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）
積雪時以外	$\frac{F_1}{2}$	F_1
積雪時	$\frac{1.4F_1}{2}$	$\frac{4.5F_1}{5}$

この表において、F_1は、第七項第二号に規定する膜構造用フィルムのロール方向及びロール直交方向の第一基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）を表すものとする。

三　膜面を袋状にした膜構造用フィルムの内部の空気圧を高めることにより当該膜構造用フィルムに張力を導入するものとする場合において、暴風時の構造計算をするに当たっては、短期に生ずる力に対する引張りの許容応力度は、次の表に掲げる数値とすることができる。

短期に生ずる力に対する引張りの許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）
$\frac{6F_1}{5}$

この表において、F_1は、前号の表に規定する膜構造用フィルムのロール方向及びロール直交方向の第一基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）を表すものとする。

4　第一項第三号の長期に生ずる力又は短期に生ずる力に対する各許容応力度のうち、膜面の定着部の引張りの許容応力度は、次に掲げるものとする。

一　膜面の定着部の引張りの許容応力度は、次の表に掲げる許容耐力を膜面の定着部の種類及び形状に応じて求めた有効断面積で除した数値（膜構造用フィルムを使用する場合において、構造計算をするに当たっては、当該数値又は前項第二号の規定による引張りの許容応力度の数値のうちいずれか小さい数値）によらなければならない。

膜材料及びテント倉庫用膜材料		長期に生ずる力に対する引張りの許容耐力（単位　ニュートン）	短期に生ずる力に対する引張りの許容耐力（単位　ニュートン）
膜構造用フィルム	積雪時以外	$\frac{Ffj}{3}$	$\frac{2Ffj}{3}$
	積雪時	$\frac{1.4Ffj}{3}$	$\frac{1.8Ffj}{3}$
その他の膜材料及びテント倉庫用膜材料		$\frac{Fj}{4}$	$\frac{Fj}{2}$

二　膜面の定着部の引張りの許容応力度は、次の表に掲げる許容耐力を膜面の定着部の種類及び形状に応じて求めた有効断面積で除した数値によらなければならない。

	長期に生ずる力に対する引張りの許容耐力（単位　ニュートン）	短期に生ずる力に対する引張りの許容耐力（単位　ニュートン）
膜構造用フィルムの実況に応じた引張試験によって求めた引張強さ	$\frac{Fj}{4}$	$\frac{Fj}{2}$

この表において、Fjは、膜面の定着部の実況に応じた引張試験によって求めた引張強さ（単位　ニュートン）とする。